

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	休日診療対策費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	北川		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-03-01		休日診療対策費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	医療機関が休診となる休日の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、荒川区医師会館内（荒川区医師会こどもクリニック）及び輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。							
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者							
内容	1 休日診療及び準夜間診療の初療施設 休日診療 1日あたり5か所（4か所輪番、1か所固定） 午前10時～午後5時（日、祝日、年末年始） 準夜間診療 1日あたり3か所（2か所輪番、1か所固定） 午後5時～午後9時（土、日、祝日、年末年始） ※年末年始（12月29日～1月3日） 2 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。 3 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。							
経過	昭和48年7月 ・1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始 昭和54年4月 ・準夜間診療開始 平成 4年4月 ・土曜日準夜間診療の開始 平成12年4月 ・二次救急の充実により入院施設確保の廃止 平成29年4月 ・荒川区医師会館内で固定診療開始（荒川区医師会こどもクリニック）							
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事 2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	休日診療平均受診者数（人）	26.7	28.4	9.4	27.7	-	1診療日1医療機関あたり
	②	準夜間診療平均受診者数（人）	9.1	8.4	3.2	9.4	-	1診療日1医療機関あたり
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため推進する。						

[illegible]

(単位：千円)													
行政コスト計算書	勘定科目				元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,245	2,241	▲ 4	行政収入	地方税等	0	0	0			
		物件費	95,023	92,917	▲ 2,106		国庫支出金	0	0	0			
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0			
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0			
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0			
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0			
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0			
		賞与・退職給与引当金繰入額	199	322	123		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 97,467	▲ 95,480	1,987			
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	97,467	95,480	▲ 1,987	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 97,467	▲ 95,480	1,987					
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 97,467	▲ 95,480	1,987					

備考	・医師会への委託料として令和2年度は92,850千円の物件費がかかっており、休日数の減等により費用が減少している。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、医療機関内での感染の不安から、受診を控える動向がある。
----	--

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染症への不安から区民が利用を控える動向があり、令和2年度の実績は前年度を下回った。必要な時には本事業を利用いただけるよう区民への啓発を強化する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本事業の周知のため、多様な周知 方法を活用する。	区報、区ホームページに加え、 メールマガジンやツイッターを活用 した周知を図った。	感染症への不安の解消を図りつ つ、本事業の利用推進ができるよ うな広報活動を行っていく。
②			
③			

他 区 の 施 設 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
	固定施設19区 (千代田区、品川区、北区、中央区、目黒区、大田区、練馬区、新宿区、世田谷区、足立区、文京区、渋谷区、葛飾区、台東区、江戸川区、墨田区、杉並区、江東区、豊島区)			

況 実	
況 議 (要 会 旨 質 問 状)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	休日歯科診療費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	北川		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-03-02	休日歯科診療対策費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	休日歯科診療事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病患者の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。							
対象者等	歯科の救急患者							
内容	1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 2 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 3 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、歯科医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、 当番医は区民からの相談に対応している。							
経過	昭和56年10月 ・1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始							
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り、不安を解消する事業として必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	休日診療平均受診者数 （人）	3.2	4.0	3.1	4.1	-	1 診療日あたり
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	区民が休日に歯科診療を受けられるよう継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		8,257	8,257	8,257	8,361	8,762	8,410	8,410
決算額（3年度は見込み）		8,257	8,257	8,257	8,361	8,761	8,409	8,410
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	受診者数	289	250	230	232	303	227	300
	電話照会件数	459	394	282	300	389	330	380

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,347	1,345	▲ 2	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	8,761	8,409	▲ 352		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	119	193	74		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,227	▲ 9,947	280		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	10,227	9,947	▲ 280	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,227	▲ 9,947	280					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,227	▲ 9,947	280					

供	歯科医師会への委託料として令和2年度は8,409千円の物件費がかかっている。
---	--

備考	
問題点・課題	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染症への不安から区民が利用を控える動向があり、令和2年度の実績は前年度を下回った。必要な時には本事業を利用いただけるよう区民への啓発を強化する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本事業を多くの区民に知ってもら うため、多様な手段により周知を行 う。	区報、区ホームページに加え、 メールマガジン、ツイッターを活用 した周知を行った。	感染症への不安の解消を図りつ つ、本事業の利用推進ができるよ うな広報活動を行っていく。
②			
③			

他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
	固定施設14区（千代田区、北区、中央区、板橋区、港区、大田区、練馬区、世田谷区、足立区、渋谷区、台東区、江戸川区、杉並区、豊島区）								
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	日曜日柔道整復施術事業費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	北川		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-03-03	日曜日柔道整復施術事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 28	（ 2016 ）	年度	根拠	荒川区日曜日柔道整復施術事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	施術所が休診となる日曜日において、輪番制により傷病者に対する柔道整復の業務を実施することで、区民の健康の保持及び増進を図るとともに不安を緩和する。							
対象者等	打撲・捻挫・脱臼・つき指・骨折などの軽度の救急患者							
内容	1 診療時間等 日曜日の午前9時～午後1時、午後3時～午後7時まで（1日あたり1か所）							
	2 診療体制 原則として柔道整復師1名を含む2名を配置している。							
	3 広報 あらかわ区報及びHPにて当番の施術所を掲載している。							
経過	平成19年度	自主的に日曜施術を実施（午後9時～午後5時まで）						
	平成23年度	区の後援事業と位置付け、平成23年7月1日号の区報から月1回休日当番施術所を掲載						
	平成28年度	10月より時間を延長し、区の委託事業として開始した。						
必要性	施術所が休診となる日曜日において、輪番制により施術所を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	1 東京都柔道整復師会荒川支部に委託し実施する。柔道整復師会加入の施術所が輪番制で従事する。 2 当番の施術所については、日曜施術を行う旨の表示を看板等に掲示する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	日曜日柔道整復施術受診者数 (人)	111	108	68	100	-	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応のため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	898	1,345	447	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,031	1,041	10		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	79	193	114	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,008	▲ 2,579	▲ 571	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		2,008	2,579	571	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,008	▲ 2,579	▲ 571
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,008	▲ 2,579	▲ 571

備考

東京都柔道整復師会荒川支部への委託料として令和2年度は1,041千円の物件費がかかっている。

問題点・課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染症への不安から区民が利用を控える動向があり、令和2年度の実績は前年度を下回った。必要な時には本事業を利用いただけるよう区民への啓発を強化する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区民の利便性向上のために、周知方法等検討していく。	荒川区体育協会の定例会での施術所のお知らせを3か月毎から2か月毎に増やし、周知を強化した。	感染症への不安の解消を図りつつ、本事業の利用推進ができるような広報活動を行っていく。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 7 区		未実施 15 区		不明 0 区)	
	台東区、足立区、江東区、大田区、葛飾区、練馬区、品川区					

議 会 質 問 状
況（要旨）

--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	服薬管理支援事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	大森		
			担当者名	北川	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）			---					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 2	（ 2020 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画	☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	区内の薬局が関係機関と連携し、専門的な薬学知識を活かして在宅患者の服薬状況を改善することで、良好な在宅療養の環境を整備することを目的とする。							
対象者等	服薬管理が困難な状況にある在宅の区民							
内容	1 ブラウンバック運動（薬局に残薬を持参し服薬の支援をする運動）の推進 荒川区薬剤師会を通じ区内薬局（会員以外の薬局含む）に対し、ブラウンバックの配付と研修を行い、区内薬局がブラウンバック運動に取り組みやすい環境を整備する。 (1) ブラウンバック配置薬局 平成30年度 6薬局 計110個 令和元年度 15薬局 計1,040個 令和2年度 32薬局 計1180個 (2) ブラウンバックで残薬調整した件数 平成30年度 3薬局 計16件 令和元年度 6薬局 計173件 令和2年度 32薬局 計684件 2 薬剤師の訪問指導 医療介護関係機関のケアプラン検討会議等で服薬管理が困難な者を把握、薬剤師が訪問し、かかりつけ医、ケアマネジャー、地域包括支援センター等と連携しながら服薬支援を行う。 （訪問指導人数 平成30年度 3人、令和元年度 5人、令和2年度 0人）							
経過	平成26年度：東京都が東京都薬剤師会への委託事業として、薬剤師が患者宅に訪問し服薬指導を行うモデル事業を開始した。 平成28年度：診療報酬改定により、患者が薬局に残薬を持参し薬剤師が服薬管理を行った場合、外来服薬支援料として加算できることとなり、ブラウンバック運動が推進される環境整備が行われた。 平成29年度：東京都が区市町村に対し、包括補助事業として、薬局を活用し、服薬管理の難しい在宅患者を支援する仕組みを構築した場合の財政的支援を開始した。 平成30年度：ブラウンバック3800袋を荒川区薬剤師会に納品。荒川区薬剤師会と訪問服薬支援事業業務委託契約を締結（12月）した。 令和元年度：ブラウンバック運動については、区内介護サービス事業者の研修等に薬剤師会が出向き啓発活動を行い、訪問服薬支援事業については荒川区主任介護支援専門員連絡会と連携し服薬支援を行った。							
必要性	服薬管理が困難な在宅患者への支援の必要性は高いが、本事業は、一部の事業者等の参画にとどまり、区内の薬局及び医療と介護の関係機関を網羅した事業展開に至っていない。このため本事業は令和2年度で完了し、効果検証を踏まえ、改めて制度設計等を検討するものとする。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 訪問指導は荒川区薬剤師会に委託して行う。 ブラウンバックは30年度に区が作成し、薬剤師会へ納品した。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	ブラウンバック配置薬局	6	15	32	32	-	3か年のサンセット事業
	②	ブラウンバックにより残薬調整した件数	16	173	684	700	-	3か年のサンセット事業
③	訪問指導人数（人数）	3	5	0	-	-	3か年のサンセット事業	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
休止・完了		休止・完了		在宅療養環境の充実に向け、服薬管理支援をモデル事業として推進してきたが、令和2年度末をもって完了する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,693	897	▲ 1,796	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	535	176	▲ 359		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	271	154	▲ 117
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	737	4	▲ 733		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	271	154	▲ 117
		賞与・退職給与引当金繰入額	238	129	▲ 109		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,932	▲ 1,052	2,880
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	4,203	1,206	▲ 2,997	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,932	▲ 1,052	2,880	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,932	▲ 1,052	2,880			

備考 物件費の内訳は、訪問服薬支援業務委託料が176千円となっている。行政収入は都の包括補助金（概算払）であり、実績額を超える分は令和3年度予算の補助費等（償還金）で都に返還する。

問題点	①ブラウンバッグ運動では、参加している薬局が少数のため、参加薬局の拡大を図る薬剤師会の取組の支援を強化する必要がある。 ②区民や関係機関が、適切な服薬管理に向けて、地域の薬局と連携しやすい仕組みづくりを強化する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	多くの区内薬局が取り組めるよう、薬局に対するブラウンバック運動の啓発を、薬剤師会と連携しながら推進する。	区内薬局に薬剤師会が個別に連携を図り、ブラウンバック運動の啓発を推進した。	区内薬局に対するブラウンバック運動の啓発を、薬剤師会と連携しながら推進する。
②	本事業の効果検証をふまえ、在宅での効果的な服薬管理について、関係機関と支援の方向性の認識共有を図る。	訪問を行わなくても、薬剤師が服薬支援ができるよう、ケアマネジャーを通じた書面回答の方法等について、関係機関と協議した。	本事業の効果検証をふまえ、在宅での効果的な服薬管理について、今後も関係機関と支援の方向性の認識共有を図る。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 2 区)		未実施 20 区		不明 0 区)	
	墨田区が薬剤師会への団体補助金として、ブラウンバック作成と訪問服薬事業の経費の一部を支出 葛飾区が薬剤師会への団体補助金として、ブラウンバック作成経費の一部を支出					

議 決	平成28年度9月会議 ブラウンバックの推進について
-----	---------------------------

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	北川		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内		☒ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	06 小児医療の充実						
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。							
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 対象者24,807人（人口一覧表令和2年5月1日現在による）							
内容	（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日（月曜日～金曜日）の19時～22時まで（準夜間の3時間） 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 ※受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階（荒川区西日暮里六丁目5番3号）							
経過	平成14年度 平成16年度 平成18年度	都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 施設開設 ※東京都から小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。						
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行する上でも、事業の必要性は高い。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 業務委託件名：平日準夜間小児初期救急診療事業運営業務委託契約 委託先：一般社団法人荒川区医師会 委託料：24,782千円（令和3年度契約予定額）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	一日あたりの平均受診者数（人）	3.7	3.8	1.2	3.7	-	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として推進する。						

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			26,062	25,657	25,754	25,732	25,593	25,624	25,996
決算額（3年度は見込み）			24,558	24,558	24,655	24,526	25,551	24,866	25,996
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	受診者数		830	903	871	911	901	294	900
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	小児救急医療運営委託費	24,351	報償費	協議会運営委員謝礼	0	報償費	協議会運営委員謝礼		13
負担金補助等	小児救急医療運営補助金	1,200	需用費	協議会消耗品	0	需用費	協議会消耗品		1
			委託料	小児救急医療運営委託費	24,866	委託料	小児救急医療運営委託費		24,782
			負担金補助等	小児救急医療運営補助金	0	負担金補助等	小児救急医療運営補助金		1,200

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	898	897	▲ 1	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	24,351	24,866	515		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,675	3,675	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,200	0	▲ 1,200		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,675	3,675	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	79	129	50		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 22,853	▲ 22,217	636		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	26,528	25,892	▲ 636		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 22,853	▲ 22,217	636		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 22,853	▲ 22,217	636					

備考	令和2年度は医師会への委託料として24,886千円の物件費がかかっている。行政収入としては、3,675千円の都補助金があった。
----	---

問題点・課題	・子育て世代の医療ニーズを充足できる環境整備を図るため、関係団体との連携により、小児科医師の確保等の体制整備を推進していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染症への不安から区民が利用を控える動向があり、令和2年度の実績は前年度を下回った。必要な時には本事業を利用いただけるよう区民への啓発を強化する必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

令和2年度に取り組む 具体的な改善内容				令和2年度に実施した 改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	救急病院における小児初期急患による混雑の緩和を推進できるよう、区広報媒体等を通じ、本事業の啓発を図る。			救急病院における、小児初期急患による混雑の緩和を推進できるよう、区広報媒体を通じ本事業を啓発した。				感染症への不安の解消を図りつつ、本事業の利用推進ができるような広報活動を行っていく。				
②												
③												
他 区 の 実 況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)											
	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区											
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について											

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	衛生統計調査		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	栗山、大田、小幡		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-05-01	衛生統計調査費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 22（ 1947 ）年度	根拠	統計法、人口動態調査令、医師法等					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。							
対象者等	1 人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚） 各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者 2 医師・歯科医師・薬剤師等の調査・・・医療従事者等							
内容	1 人口動態調査 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付。 各種調査・国民生活基礎調査（毎年）・社会保障・人口問題基本調査（毎年） ・医療施設動態調査（通年）・医療施設静態調査（3年周期）※令和2年度実施 ・患者調査、受療行動調査（3年周期）※令和2年度実施 ・業務報告 等 2 医師・歯科医師・薬剤師等の調査 ※令和2年度実施 厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、各医療従事者の現況を調査する。							
経過	1 人口動態調査 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付。 各種調査・国民生活基礎調査（毎年）・社会保障・人口問題基本調査（毎年） ・医療施設動態調査（通年）・医療施設静態調査（3年周期）※令和2年度実施 ・患者調査、受療行動調査（3年周期）※令和2年度実施 ・業務報告 等 2 医師・歯科医師・薬剤師等の調査 ※令和2年度実施 厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、各医療従事者の現況を調査する。							
必要性	区民の健康の向上や子育てに関係する施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施、人口動態調査等については常勤職員で実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	人口動態調査(衛生統計調査)(件)	5,485	5,698	5,461	6,000	6,000	死亡者数等の増減により変動する
	②	国民生活基礎調査等各種調査(世帯)	144	156	0	122	150	令和2、3年度は小規模調査 令和元年度は大規模調査
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。					

(単位：千円)

問題点・課題

物件費の内訳は、一般需要費と郵送料である。行政収入として290千円の都委託金がある。

国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査など調査員による各種調査については、調査拒否やオートロック式マンションの増加等により、調査票の回収が年々減少し、それが調査員の負担増にもつながっており、効果的な調査活動が困難となっている。

問題点・課題の改善策

施狀況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	北川		内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-06	保健衛生関係団体等補助金					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 38	（ 1963 ）	年度	根拠	荒川区補助金等交付規則及び			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	各団体への交付要綱		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会が実施する公益性のある事業や活動等に対して補助を実施することにより区民の健康増進に寄与する。							
対象者等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会							
内容	（各会の主な活動） 医師会 予防接種、乳幼児集団健診、無料健康相談、血圧測定、がん相談、校医等の地域保健活動など 歯科医師会 歯科衛生相談、母親学級・歯科衛生教室の開設、保育園児等の歯科健診等の公衆衛生活動 薬剤師会 小・中学校、町会等を対象とした薬事衛生などの講演会等、医薬品の災害備蓄 歯科技工士会 各種研修会開催、歯の衛生週間・荒川区健康週間参加など区民の歯科衛生に対する協力 食品衛生協会 食品衛生講習会・相談所等の開設をすることで、食中毒その他危害の発生防止に努める 環境衛生協会 環境衛生講演会の開催、営業施設への衛生管理指導等を行い、公衆衛生思想の振興を図る							
経過	昭和38年度 三師会に対する補助開始 昭和54年度 食品衛生協会、環境衛生協会に対する補助開始 平成 9年度 歯科技工士会に対する補助開始 平成18年度 補助金の事務を保健福祉計画課から生活衛生課に移管 平成19年度 歯科技工士会に対する補助増額 平成21年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万円分） 平成25年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万8千円分に変更） 平成26年度 使用済み注射針回収容器の支給に係る予算を清掃事務所へ移管（執行委任により生活衛生課で購入）							
必要性	区民の健康を守る組織である医師会等各団体への補助を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	医師会会員数	236	230	230	230	-	会員施設数164/全施設数194（加入率84.5%）
	②	歯科医師会会員数	105	106	109	109	-	会員施設数74/全施設数129（加入率57.4%）
	③	薬剤師会会員数	130	127	125	125	-	会員施設数79/全施設数107（加入率73.8%）
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続		いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、区として継続して支援を実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		3,025	3,025	6,625	3,025	3,025	3,025	3,025
決算額（3年度は見込み）		3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	2,803	3,025
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	医師会補助（千円）	974	974	974	974	974	974	974
	歯医師会補助（千円）	812	812	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助（千円）	649	649	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助（千円）	125	125	125	125	125	125	125

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974
	歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649
	歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	94		歯科技工士会補助	125
	食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	124		食品衛生協会補助	315
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	898	897	▲ 1	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	3,025	2,803	▲ 222		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	79	129	50		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,002	▲ 3,829	173		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	4,002	3,829	▲ 173	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,002	▲ 3,829	173				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,002	▲ 3,829	173				

備考

行政費用の補助費等は各団体の公益性のある事業への補助金で、令和２年度は2,803千円かかっている。

問題点・課題

公益的活動に取り組む各関係団体との連携方法について、今後も各団体と協議、検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関係機関と協議し、より活動しやすい実施方法について検討し、協議を続けていく。	関係機関と協議し、より活動しやすい実施方法について検討した。	今後の区と関係機関との連携について、協議を続けていく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
江東区、豊島区において未実施	
議 会 質 問 状 況 (要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	動物愛護管理推進事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	松井		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	02-01-01		動物愛護管理推進事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 55	（ 1980 ）	年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	の愛護及び管理に関する条例他		
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。							
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人							
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 ① 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 ② 犬のふん尿放置・放し飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 ③ 啓発パンフレットの配布 ④ 犬のこう傷事故届け出受付 ⑤ 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付 ⑥ 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 ⑦ 飼い猫の不妊・去勢費用の助成 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 ※ 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施							
経過	平成 4年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため）						
	平成20年度	飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始						
	平成21年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了）						
	平成24年度	多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始						
	平成30年度	荒川区飼い主のいない猫対策情報連絡会を実施						
	令和元年度	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用に係る助成金交付要綱および猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援に関する要綱の一部改正						
	令和 2年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開						
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 被害に関する苦情も増えていることから、地域と協力して取り組む対策を促すための支援事業を実施する必要がある。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	啓発事業(相談件数)	175	147	255	200	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	②	飼い主のいない猫の不妊去勢手術(助成件数)	195	185	161	254	-	飼い主のいない猫の繁殖抑制、屋外猫の被害緩和を図る。
③	飼い猫の不妊去勢手術(助成件数)	0	23	154	203	-	令和2年度から飼育頭数の要件を1頭からに緩和。	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		継続		ペットの適正飼育には飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を推進する必要がある。飼い主のいない猫問題についても引き続き地域における理解を高めていく必要がある。				

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	動物関連講演会講師謝礼外	107	報償費	動物関連講演会講師謝礼外	33	報償費	動物関連講演会講師謝礼外	110
需用費	マナープレート外	192	需用費	マナープレート外	426	需用費	マナープレート外	428
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券・手数料	88	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	28	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	62
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	2,734	委託料	ゲージ保管庫解体移設	90	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	4,762
償還金	都補助金返還金	537	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,048			
			償還金	都補助金返還金	478			

備考	行政費用の内訳は給与関係費が多く、物件費が少ない。補助費等では飼い主のいない猫及び多頭飼育猫に対する不妊・去勢費用助成金が3,048千円を占める。 行政収入は都補助金（概算払い）であり、剰余分については令和3年度予算で返還する。
問題点・課題	公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーの悪い飼い主に対する啓発が必要である。 飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への無責任な餌やりなどが、猫による近隣への糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。 登録活動団体数が減少しているため、飼い主のいない猫問題への関心を高め団体数増加を図る。 災害時のペットの避難について、避難所ごとの受入れを検討し、飼い主を含め、区民へ啓発が必要である。

問題点・課題の改善策											
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	避難所ごとにペットの同行避難の可能性を検討し、可能な避難所を広報する。避難所開設訓練を通じ、さらに啓発していく。			水害時のペット避難について、区報を通じて区民へ周知啓発を図った。			避難所ごとにペットの同行避難の可能性を検討し、避難所開設訓練を通じ、より啓発していく。				
②	飼い主のいない猫対策活動への助成金に加え、飼い猫の不妊・去勢手術費用を助成し、区民へ猫の適正飼育を周知していく。			飼い主のいない猫活動への理解促進のため、団体や獣医師会と協議した上で、周知ポスターを作成した。			飼い主のいない猫対策活動への助成金と飼い猫の不妊・去勢手術費用を助成し、区民へ猫の適正飼育を周知していく。				
③											
他 施 区 の 実 況	（実施		22	区	未実施		0	区	不明	0	区）
	○犬のしつけ教室 15区で実施 ○猫の不妊去勢手術費助成 22区で実施 ○猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定（千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田）										
議 会 （ 要 質 問 状 ）	平成21年1定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について									
	平成25年3定	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について									
	平成30年度11月	飼い主のいない猫対策、地域猫・保護猫対策、ペット同行避難等									
	令和元年度11月	飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について（陳情） 大規模水害時におけるペットの避難について									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	狂犬病予防対策事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	松井		内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	狂犬病予防法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。							
対象者等	生後91日以上の子犬を飼養している区民							
内容	(1) 犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） (2) 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等で実施<5日間>） (3) 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは半年毎） (4) 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 (5) 捕獲犬の拘留についての公示 (6) 犬の返還申請受付 ※手数料 ① 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,200円 ② 登録手数料・・・3,000円（再交付は1,600円） ③ 注射済票交付手数料・・・550円（再交付は340円）							
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成 7年度 畜犬登録を毎年1回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用） 平成28年度 畜犬ソフトシステムの改修（集合注射実施における様式変更等） 平成30年度 畜犬ソフトシステムの更改（旧システム保守サポート業者の撤退に伴い） 令和 2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により、狂犬病予防集合注射を中止							
必要性	日本は世界で数少ない狂犬病浄化国であるが、克服された病気ではなく、発生の危険性が全くないとは言えない。令和2年度には国内で14年ぶりの発症者が確認された例（海外で感染後、来日）があった。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。							
実施方法	(☒ 直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか各区民事務所で受付を行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 登録数	6,963	6,854	6,866	6,800	-		
	② 予防注射接種率	70.0%	67.7%	65.8%	70.0%	100%	済票交付数(再交付除く)／登録数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		法に基づく事業であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)行政コスト計算書

備考	行政費用の物件費の内訳としては、狂犬病予防注射勧奨のための郵便料（627千円）が主なものである。 行政収入は畜犬登録等の手数料によるものである。
----	---

問題点・課題	飼い犬の登録義務(畜犬登録・住所変更・死亡届等)を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に働きかけているが、今後も周知、啓発する必要がある。 集合注射に比べ、動物病院での個別接種件数が増えている。集合注射の実施に関しては今後荒川区獣医師会と協議の上、見直しを行う。 飼い犬の登録義務について、ペットショップを通じて飼い主に周知してもらうため、各ペットショップに働きかける。	
--------	---	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き登録数、予防注射接種率向上のため、登録している飼い主及び動物病院等関係機関への働きかけを強化していく。	登録数、予防注射接種率向上のため、飼い主への呼びかけや、区報等で周知を図った。	引き続き登録数、予防注射接種率向上のため、登録している飼い主及び動物病院等関係機関への働きかけを強化していく。
②			
③			

其他	(实施 22 区 未实施 0 区 不明 0 区)
----	----------------------------

実況の区

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	カラス対策事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	中嶋		内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）			---					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の収容を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。							
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民							
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。 なお、公園や街路樹の営巣については、土木管理課で対応する。							
経過	平成12年度	区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行						
	平成14年度	委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応						
	平成16年度	都は12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了						
	平成28年度	都はトラップ捕獲及び大規模ねぐらでの巣の撤去を継続実施						
	令和3年度	環境課へ事務移管						
必要性	都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では日常生活の場でカラスの営巣に遭遇することがある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。							
実施方法	☐ （一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 区民の相談から職員が営巣確認、危険と判断した場合、業者に依頼し巣の撤去・ヒナの捕獲を行う。委託事業名：カラスの営巣撤去及び回収等業務委託(岩田造園土木株式会社)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	巣の撤去／個 (直営による撤去も含む)	24	16	17	-	-	3年度からは環境課に移管
	②	ヒナ回収／羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	20	8	5	-	-	3年度からは環境課に移管
③	卵回収／個	29	17	7	-	-	3年度からは環境課に移管	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		令和3年度より本事業は環境課に移管。				

[illegible]

備考	物件費はカラス営巣撤去等の業務委託費用である。
問題点・課題	本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。 カラスの営巣を防ぐため、区民等に対して樹木のせん定や営巣の材料となる針金ハンガー等の放置をしないよう周知する必要がある。また、ごみ問題等も関係部署と連携して周知をしていく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	カラスに対して忌避効果のあるものを試すよう勧奨するなど、より多角的なカラス対策を行う。			樹木のせん定の啓発や、忌避道具による再発防止対策を行った。また、ゴミ問題など関係部署とも連携を図った。			令和3年度より本事業は環境課に移管。		
②									
③									
他区の実況（要旨）	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
	対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。								
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-01-11		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事					
事務事業名		医務薬事監視事務費		部課名		健康部生活衛生課		課長名		大森							
				担当者名		高瀬		内線		427							
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-01-01		医務薬事監視事務費													
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業									
開始年度		平成 9（ 1997 ）年度		根拠		医薬品医療機器等法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等											
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等													
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画					
行政評価 事業体系		分野		I		生涯健康都市											
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現											
		施策		02		健康危機管理体制の整備											
目的		医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒物・劇物、家庭用品等の販売又は取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 診療所等に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。															
対象者等		薬事関連：薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、麻薬小売業、向精神薬小売業・卸売業、覚醒剤原料取扱者、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者 医務関連：診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所等															
内容		1 薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器販売業・貸与業に対する許可、届出受理及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 麻薬小売業者に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 6 向精神薬小売業者・卸売業者及び覚醒剤原料取扱者に対する監視指導 7 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 8 規制対象の家庭用品の試買検査実施、違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導 9 診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所に対する許可、届出受理及び監視指導 10 患者等からの医療機関等への苦情相談受付業務															
経過		平成 9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管 平成12年度 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管 地方分権一括法により、医療法等に係る事務が区の自治事務に位置づけられた 平成17年度 特例条例で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管 平成24年度 地域主権改革推進関連法（平成23年公布）により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区の自治事務に位置づけられた 平成25年度 地域主権改革推進関連法（平成23年公布）により、薬局等に関する事務が区の自治事務に位置づけられた 平成27年度 地域主権改革推進関連法（平成25年公布）により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管															
必要性		法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入り等により保管管理等について監視指導を行うことが必要である。															
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去品、シアン排水、試買品は、東京都健康安全研究センター等に検査を依頼する。試験検査物検査委託：1,517千円（R3）															
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明								
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)									
	①	薬事監視指導率(%)			74	62	63	62	68	立ち入り監視指導数／施設数（許可施設）							
	②	毒物劇物監視指導率(%)			57	21	18	32	36	立ち入り監視指導数／施設数							
③	医療安全体制整備の状況確認・指導（件）			16	15	17	6	20	医療安全整備体制の自主管理推進 チェックリストの送付・立入検査								
事務事業の分類				分類についての説明・意見等													
3年度		4年度															
継続		継続															
				法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ継続して実施する。													

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	28,865	31,477	2,612	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	1,376	1,202	▲ 174		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	1,604	1,368	▲ 236		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,604	1,368	▲ 236		
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,553	4,527	1,974		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 31,190	▲ 35,838	▲ 4,648		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	32,794	37,206	4,412	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 31,190	▲ 35,838	▲ 4,648				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 31,190	▲ 35,838	▲ 4,648				

備考

物件費のうち857千円を家庭用品・試験検査物の検査委託料が占める。行政収入は医薬関連の許可・届出等の手数料である。

問題点・課題

薬事関連の改正法が順次施行されるため、薬局等に対して周知が必要である。偽造医薬品流通防止対策については、対応が不十分な施設が存在するため、省令を遵守した対応を適切に実施するよう引き続き指導する。毒物及び劇物の盗難等を防止するため、保管管理等について、各事業所で必要な対策を行うよう周知・指導を行う。

施術所の広告については、適正化が求められているため、引き続き指導を実施する。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	改正法が4月以降順次施行されるため、薬局等に周知を行う。偽造医薬品流通防止対策について、引き続き指導を行う。	改正法の施行に伴い、講習会を実施するなどして薬局に周知した。偽造医薬品流通防止対策について法令遵守を指導した。	改正法が順次施行されるため、薬局等に対し周知を行う。偽造医薬品流通防止対策も含め、法令を遵守するよう指導する。
②	毒物劇物取扱者に対し、風水害発生時における保管管理等について必要な措置を取るよう、通知に基づき周知、指導する。	毒物劇物取扱者に対し、風水害発生時における保管管理等について必要な措置を取るよう、通知に基づき周知、指導した。	オリンピック・パラリンピックに向けて、毒物劇物を取り扱う者に対し適正な保管管理を行うよう指導する。
③	施術所広告ガイドラインが発出される予定である。ガイドラインを周知し、広告の適正化を指導する。	施術所広告ガイドラインが、発出されなかった。届出に基づく立ち入り時には、現在の広告基準を遵守するよう指導した。	施術所広告ガイドラインが発出される予定である。ガイドラインを周知し、広告の適正化を指導する。

他区の寒
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	環境衛生監視事務費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	竹越		内線	426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	02-02-01		環境衛生監視事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	多くの人が日常的に利用する環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保し、公衆衛生の向上を図る。							
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・届出者及び管理者等							
内容	1. 環境衛生関係施設に対する許可・確認 2. 環境衛生関係施設に対する監視指導及び衛生上の助言 3. 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物などの施設への衛生指導及び助言 4. 住宅宿泊事業法に基づく届出の受理、届出施設への衛生指導及び助言 5. 環境衛生関係施設への立入検査時に各種理化学・細菌検査の実施 6. 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 7. 社会福祉施設などに対する衛生指導及び助言							
経過	[昭和50年度] 保健所の区移管により、環境衛生関係施設の許認可及び監視指導を実施 [昭和58年度] 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務（延床3,000～5,000㎡の施設）が区長に委任 [平成 8年度] 温泉法の実務（利用許可関係）が区長に委任 [平成12年度] 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管 環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる 建築物衛生法の延床5,000～10,000㎡の施設が区に移管 [平成24年度] 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの各条例制定 興行場条例改正（3月） [平成30年度] 住宅宿泊事業法施行（6月）旅館業法及び施行条例改正（6月） [平成31年度] 旅館業法施行条例改正（4月）							
必要性	法令等に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民や利用者の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが重要である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 環境衛生監視員により、監視指導を実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	監視指導率（%） （理容・美容・クリーニング）	9	9	18	15	30	監視指導数/施設数
	②	監視指導率（%） （興行場・公衆浴場・旅館等）	156	156	105	150	200	監視指導数/施設数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	法律や特例条例、区条例等に基づく事務であり、継続して実施する。						

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

平成28年度予算特別委員会	区内の民泊の実態について調査すべき
平成29年度6月会議	違法民泊の実態調査について
平成30年度9月会議	旅館業法施行条例の改正、荒川区ルールの更なる強化について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-13		戦略プラン	● 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	住まいの衛生支援事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	池ノ谷		内線	426	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	02-02-02		住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に			
終期設定	○ 有 ● 無		（ ） 年度	法令等	に対する医療に関する法律			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	02 健康危機管理体制の整備						
目的	ねずみや衛生害虫が媒介する感染症の発生を予防したり、スズメバチ等の身体に重大な危害を及ぼす衛生害虫から区民を守る。 また、快適な居住環境の確保を図る。							
対象者等	ねずみ・衛生害虫（ダニ等）、カビ、シックハウス等で困っている区民							
内容	1. ねずみ・衛生害虫の駆除や防除、ねずみ退治講習会の開催、居住衛生（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての相談及び助言 2. 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によるボウフラの駆除 3. 人に対して重大な危害を及ぼす場合があるスズメバチの巣の撤去 4. ねずみの駆除や防除では、必要に応じて駆除用器材の貸し出し等を行い、冬季に一斉駆除月間を設け、区民に薬剤を配付 5. 蚊媒介感染症や災害発生時等、事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等によりねずみや衛生害虫を駆除							
経過	[平成 8～13年度] 住まいのダニ診断実施 [平成11～13年度] 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直し 動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等 [平成13～18年度] 室内空気中化学物質（シックハウス関係）の測定実施 [平成15年度] 住まいのダニアレルゲン検査を開始 [平成20年度] 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合 [平成27年度] 町会・自治会の協力によるボウフラ駆除事業を開始							
必要性	ねずみや衛生害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。 また、衛生害虫等が媒介する感染症への対策として効果が期待できる。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 委託により、昆虫成長阻害剤（ボウフラ駆除剤）の雨水桝への投入やスズメバチの巣の撤去を実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	殺そ用薬剤配布実施率(%)	98	94	95	95	100	配付数/計画数 (配付数)
	②	ボウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	87	92	95	97	100	投入数/計画数 (投入数)
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	ねずみや衛生害虫に関する相談が多いため、被害を防止し、区民が快適に暮らせるよう継続して実施する。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,354	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,346	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,523
需用費	ボウフラ駆除剤等	2,985	需用費	ボウフラ駆除剤等	3,118	需用費	ボウフラ駆除剤、殺そ剤等	4,374
役務費	郵便料、ねずみ駆除薬剤等配送	107	役務費	郵便料、ねずみ駆除薬剤等配送	112	役務費	郵便料、殺そ剤等配送	109
委託料	害虫駆除作業委託他	1,851	委託料	害虫駆除作業委託他	1,846	委託料	害虫駆除作業委託他	2,280
						使用料等	トラック借上	27

備考	物件費は一般需要費が3,118千円、薬剤投入作業委託等の委託料が1,846千円を占める。行政収入は都の包括補助の歳入である。
問題点・課題	○蚊媒介感染症(デング熱、ジカ熱、チクングニア熱、ウエストナイル熱など)に関する効果的な啓発事業の実施が必要である。 ○区民からの、ねずみとハチの駆除等に関する相談が多い ○区内でトコジラミの相談が増加する傾向にある

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	蚊の生息数調査に代わる事業評価 を検討する。			検討し、東京都のデータ（サーベ イランス調査）を活用することとし た。			引き続き東京都のデータを活用 し、公衆衛生の向上に努める。		
②	最新の情報を収集し、より良い普 及啓発を検討する。			ホームページの大幅改訂を行っ た。また窓口における配付資料も分 かりやすく最新の内容に改善した。			引き続きより良い普及啓発資料 の作成に努める。		
③	継続的に最新のねずみ・衛生害虫 等に関する情報を収集する。			逐次、最新情報を収集し、共有し ている。			継続的に最新の衛生害虫等に関 する情報を収集する。		
他 区 の 実 況	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況	平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	食の安全・安心対策		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	坂巻		内線	428	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	02-03-01		食の安全・安心対策					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、東京都ふぐの取扱い			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	規制条例 等			
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び区内流通食品等の細菌・化学検査等を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者等に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。							
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者							
内容	1. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。 2. 収去検査：区内事業者店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。 3. 確実な手洗いの指導・手洗いチェッカーを活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。 4. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。							
経過	平成30年度 ・食品衛生法の改正 令和2年度 ・食品衛生法改正に基づくHACCP制度開始							
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 職員等が講師となって講習会を実施し、区民からの依頼にも対応する。食品、ふん便等は、東京都健康安全研究センターに検査を依頼する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 収去検査（化学）の不適率％	0	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適率	
	② 収去検査（細菌）の不適率％	14	8	22	20	20	法違反又は東京都指導基準等の不適率	
③ 講習会実施数	55	49	6	15	50			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		法や条例等に基づく事業として、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業や食品衛生の普及啓発を行う事業を継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	43,489	39,207	▲ 4,282	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	3,973	2,768	▲ 1,205		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	3,846	5,638	1,792		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 51,308	▲ 47,613	3,695		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	51,308	47,613	▲ 3,695	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 51,308	▲ 47,613	3,695				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 51,308	▲ 47,613	3,695					

備 考	物件費のうち、一般需要費が2,016千円、委託料が405千円を占める。2年度は消耗品の購入や試験検査物の委託が減少したため、物件費が減少している。
--------	---

問題点	少量感染の食中毒が増加しているのを受け正確な情報を事業者や消費者に伝える必要がある。 区内事業者に対し、必要に応じて立入りをを行い、収去検査において不適だった施設の改善を図るための指導を行い、また食品衛生自主管理の推進を図るため、講習会の実施や必要に応じた製品の自主検査を指導する。 法改正の適切な周知方法については、区内事業者の件数、営業形態などを考慮しながら工夫する。
-----	---

問題点・課題の改善策

		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容		令和2年度に実施した 改善内容および評価		令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	営業者や区民に対し、分かりやすい説明を行い啓発に取り組んでいく。			営業者に対し、直接あるいは電話相談などで食品衛生について分かりやすい説明を行い啓発を行った。		営業者及び区民に対し、相談や指導など様々な機会を通じて食品衛生等の啓発に努めて適切な理解を深めてゆく。	
②	食品衛生の最新の情報の取得を国や東京都など各機関から行い、正確かつ分かりやすい情報提供を営業者に対し行う。			動向について国や東京都などの動きを常に注視し、正確な情報提供を行った。		国や東京都、各機関から発せられる情報を精査に、営業者に対しわかりやすい情報提供を行う。	
③							
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-15		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	許可・監視等業務		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	坂巻		内線	428	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		02-03-02	許可監視等業務					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、東京都ふぐの取扱い			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	規制条例 等			
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、区内事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。							
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）							
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 ① 通常監視・指導 ② 夏期一斉・歳末一斉監視 ③ 苦情・違反処理に伴う監視・指導 ④ 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等を含む表示に関する相談や監視指導							
経過	平成30年度 ・ 食品衛生法の改正 令和2年度 ・ 食品衛生法改正に基づくHACCP制度開始							
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区内事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。							
実施方法	☐ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	監視率（%）	73	65	46	50	50	2年で全ての施設を監視。
	②	表示監視品目数	13,578	18,875	11,420	10,000	10,000	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続して実施する。				

[illegible]

勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	33,955	28,688	▲ 5,267	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	119	67	▲ 52		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	8,746	10,086	1,340
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	8,746	10,086	1,340	
		賞与・退職給与引当金繰入額	3,003	4,126	1,123	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 28,331	▲ 22,795	5,536	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	37,077	32,881	▲ 4,196	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 28,331	▲ 22,795	5,536	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 28,331	▲ 22,795	5,536			

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	改正食品衛生法の施行について国の動向を注視し、新しい制度と仕組みを区内営業者に周知する。	HACCPを含めた改正食品衛生法の施行について、区内営業者に対し、監視指導や相談を通じて周知を行った。	改正食品衛生法について許可届出制度やHACCPの取り組みなど、施行された際に営業者が実行できるよう周知を行う。
②	国から示される新制度の内容を把握し、区内営業者に対し周知する。	国や都から新制度の内容について示された際は、内容をよく検討し区内営業者に対し分かりやすい周知を行った。	国や都など各機関からの情報を把握し、営業者に対し周知を行う。
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	公害健康被害補償給付費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	高橋		内線	424	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-01		補償給付費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するため、補償給付を行うことにより健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）							
対象者等	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。） 【令和3年5月末現在】15歳未満0人・15～64歳350人・65歳以上155人 計505人							
内容	現在の被認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の（1）～（8）の個別補償を行っている。 （1）医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）（2）療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給（3）障害補償費 障害等級（特級～3級）を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給（4）児童補償手当 障害等級（特級～3級）を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給（5）遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（10年間）（6）遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けるべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（7）葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給（8）診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部（＠1,000円）を補助（区単独事業）							
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され（当区を含め23区中19区が指定された）、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、被認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。							
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って事務事業を履行しなければならない。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 被認定者数	546	534	510	519	494	目標値は、平均減少率から算出。	
	② 医療費（延べ件数）	10,095	9,909	9,123	10,030	9,324	目標値は、過去の実績から算出。	
③ 医療費総額（公害・非公害医療機関・調剤）	179,809	177,667	153,474	180,277	167,545	目標値は、過去の実績から算出。 単位：千円		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		国の法定事務として継続して実施する。				

(単位：千円)問題点・課題

行政費用の扶助費は補償給付費及び診断書扶助料である。行政収入は補償給付費を対象とする公害健康被害補償給付費納付金のものである。補償給付件数の減により、行政費用及び行政収入ともに減となっている。

被認定者の高齢者化が進み、70歳以上の被認定者が135名（内、90歳以上21名）になり、全体の27%と1/4を上回り、不確定要素である遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭費が増えると予想できる。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	正確かつ遅滞ない給付事務を行う。	年間を通して正確かつ円滑な給付を行うことができた。	正確かつ遅滞ない給付事務を行う。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)			
	練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、 <u>地域指定</u>)に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	公害健康被害補償給付事務費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	齋藤		内線	424	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-01-02		事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。公害健康被害の補償等に関する法律を根拠法令とする。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。							
対象者等	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。） 【令和3年5月末現在】15歳未満0人・15～64歳350人・65歳以上155人 計505人							
内容	認定・検査・審査・給付等に係る事務費（以下、令和2年度実績） （1）認定 被認定患者からの申請により公害検査を行い認定審査会の答申を受け、認定失権や補償給付に係る等級の認定を行う。更新：3年毎（慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫）・2年毎（ぜん息性気管支炎）、見直し：毎年（有級者）【検査】医学的検査委託料（@3,380～@25,680）×464件、主治医診断報告書文書料（@4,070）×368件、被認定死亡者医学的検査結果報告文書料@3,113×4件 【認定審査会】月1回開催 委員12名（医師8名、弁護士1名、区職員3名） （2）給付 医療機関からの診療報酬明細書を点検し、診療報酬審査会の答申を受け医療給付を行う。【診療報酬取扱手数料】公害医療機関@550×4,066件・薬局@275×3,803件・非公害医療機関@1,380×604件、【療養費等支払事務委託料】入力票割@173,470・均等割@124,000、【レセプト点検】点検@104.5×8,523件・突合@107.8×3,560件・入力@33×8,490件、【診療報酬審査会】月1回開催 委員6名（医師4名、薬剤師2名）							
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され（当区を含め23区中19区が指定された）、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既被認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。							
必要性	法令に基づく補償制度であるため、定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	被認定者数	546	534	510	519	494	目標値は、平均減少率から算出
	②	認定審査会諮問件数（年間）	545	532	583	530	631	目標値は、過去の実績から算出
③	認定審査会1回当たりの審査件数（平均）	45.4	44.3	53.0	44.2	52.6	目標値は、過去の実績から算出	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		国の法定事務として継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		25,250	25,053	46,199	25,884	24,795	26,367	24,001
決算額（3年度は見込み）		23,827	22,968	44,019	24,274	22,409	21,370	24,001
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	被認定者数	600	583	566	546	534	510	519
	認定審査回数	12	12	12	12	12	11	12
	認定審査会委員数	11	11	12	12	12	12	10
	診療審査委員数	6	6	6	6	6	6	6

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員報酬	2,976	報酬	審査会委員報酬	2,679	報酬	審査会委員報酬	3,144
報償費	診療報酬手数料	4,964	報償費	診療報酬手数料	4,792	報償費	診療報酬手数料	4,874
旅費	審査会委員費用弁償	16	需用費	印刷製本費等	266	旅費	大気系連絡協議会総会旅費等	137
需用費	印刷製本（返信用封筒）	516	役務費	認定患者宛郵送料	861	需用費	印刷製本（返信用封筒）	552
役務費	認定患者宛郵送料	857	委託料	医学的検査委託等	10,875	役務費	認定患者宛郵送料	1,010
委託料	医学的検査委託等	12,479	使用料	プリンター等賃借料	188	委託料	医学的検査委託等	14,096
使用料等	プリンター等賃借料	188	備品購入費	医療用レントゲンモニター	550	使用料等	プリンター等賃借料	188

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	16,996	15,415	▲ 1,581	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	14,057	12,851	▲ 1,206		国庫支出金	18,619	19,260	641		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	5,376	5,839	463		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	18,619	19,260	641		
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,240	1,831	591		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 19,050	▲ 16,676	2,374		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	37,669	35,936	▲ 1,733	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 19,050	▲ 16,676	2,374					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 19,050	▲ 16,676	2,374					

備考	物件費は委託料が10,875千円を占めている。コロナ感染症対策のため、検査項目に変更が生じたことに伴い、委託料が1,604千円減となった。国庫支出金は公害健康被害補償給付事務費交付金（1/2補助）のものである。
----	---

問題点・課題	被認定者数が減少しているものの、認知症等により更新等手続きが困難な高齢の被認定者や、治療状況の把握が困難な施設入所の被認定者が増加している。また、稼働年齢の被認定者も仕事のため指定日の検査受診や更新手続きが困難である相談も増加している。 被認定者の個々の状況に対応しつつ、なおかつ、認定更新等審査の正確性を確保できるよう業務運営の見直しが必要である。
--------	---

問題点・課題の改善策

問題点	課題の改善策	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	医療用デジタルモニター購入により、更に正確な診断ができ、審査会が円滑に進行できるよう取り組む。	医療用デジタルモニターを購入し、より大画面での読影が可能となった。	公害補償システムの、システム更改に向けた仕様、契約等の調整に取り組む。	
②				
③				

他 区 の 施 状 況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)			
	練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、 <u>地域指定</u>)に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-18		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ぜん息教室		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	三澤		内線	424	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-02-01	ぜん息教室					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 55（ 1980 ）年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。）やぜん息等の呼吸器疾患に関心のある方に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・呼吸筋ストレッチ等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図る。							
対象者等	被認定者、東京都大気汚染医療費助成患者及びぜん息等呼吸器疾患に関心のある方							
内容	令和2年度実績（講座内容・開催年月日・参加者数）							
	① ぜん息音楽教室は第1回（6月12日）第2回（9月25日）とも新型コロナウイルス感染症のため、事業中止。 ② 「ぜん息呼吸筋ストレッチ教室」10月27日（火）荒川区役所北庁舎101会議室 14名参加（成人対象） 周知方法：区報、区営掲示板、区ホームページ、区内関係施設及び公共施設にてチラシの配布・ポスターの掲示。9月末発送の被認定者に対するインフルエンザ予防接種費用助成通知、10月中旬発送の東京都大気汚染医療費の更新通知にチラシを同封した。							
経過	児童対象のぜん息事業は、平成15年度から平成17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっており（実績：平成22年度8名、23年度3名）、24年度からは開催していない。 成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。 ぜん息音楽教室においては、通院等により午後の時間帯に参加ができないとの意見を踏まえ、平成28年度は第1回目を午前開催とした。また、他自治体の状況から、実施会場の認知度やアクセスの良さに参加者数が比例している傾向があることを踏まえ、第2回目は日暮里サニーホールコンサートサロンにて午後開催とした。令和元年度からは1回目、2回目とも認知度やアクセスの良い日暮里サニーホールコンサートサロンにし、集客数の増を図ることになった。							
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識と実技指導を行うことで、病状の悪化を防ぐ。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 参加率（％）	4.5	4.8	1.0	3.1	12.7	参加者/対象者(公害・18歳以上大気患者)	
	② 延べ参加者数（人）	80	70	14	45	150	※2年度の参加率・延べ参加者数はストレッチ教室のみ	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	国の法定事務として継続して実施する。						

(単位：千円)									
予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			105	114	114	114	123	123	145
決算額（3年度は見込み）			99	110	106	110	118	26	145
実績の推移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	延べ参加者数		83	104	107	80	70	14	45
	公害認定者数		600	583	566	546	534	510	519
	大気医療助成（18歳以上）		1,450	1,366	1,283	1,230	937	880	930
	大気助成児童対象（18歳未満）		57	40	35	24	18	21	15
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	講師謝礼	89	報償費	講師謝礼	20	報償費	講師謝礼		98
需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費		22
役務費	郵送料	0	役務費	郵送料	1	役務費	郵送料		1
使用料等	施設使用料	23	使用料等	施設使用料	0	使用料等	施設使用料		24

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,082	1,766	▲ 316	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	29	6	▲ 23		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	77	23	▲ 54		
		補助費等	89	20	▲ 69		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	77	23	▲ 54		
		賞与・退職給与引当金繰入額	184	254	70		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,307	▲ 2,023	284		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)	2,384	2,046	▲ 338	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,307	▲ 2,023	284					
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,307	▲ 2,023	284					

備考	物件費は消耗品費等6千円、補助費等は講師謝礼20千円であり、令和2年度は音楽教室を中止したため、それぞれの行政費用が減少した。 行政収入は公害健康被害予防事業助成金及び公害保健福祉事業納付金の歳入である。
----	--

問題点 参加者の拡大については、被認定者の減少や高齢化などにより、参加者拡大は見込めない状況にある。そのため、東京都大気汚染医療費助成患者やその家族、認定を受けていない呼吸器疾患の患者を対象とした幅広い周知が引き続き必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後の周知方法について、区報、ダイレクトメールによる集客が多いので、引き続き重点的に行っていく。	新型コロナの影響で密を避けるために、定員を半数の15名にした。ダイレクトメールは送付しなかったが、応募数は定員に達した。	新型コロナが終息するまで、引き続き密を避け、新型コロナ予防対策を徹底して、定員を半数以下にして講座を行う。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)			
	未実施 港区 新宿区 江戸川区 23区中、練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」であるため、福祉事業は実施無し。			

況	議
（要旨）	問
状	状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	水泳教室		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	三澤		内線	424	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-05		水泳教室					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I 生涯健康都市						
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
	施策	03 地域医療の充実						
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。							
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住、在学の小学1年生から小学6年生（募集50名、昭和60年度～平成20年度）。平成21年度からは回数及び対象を拡大し、小学1年生から中学3年生（募集各50名）として開催。平成24年度からは対象をさらに拡大し、5歳児から中学3年生として開催している。							
内容	実施時期 9月～11月に10回開催（毎週木曜） 場 所 荒川総合スポーツセンター 大・小プール 定 員 15名（対象：5歳児～中学3年生の主治医の同意が得られるぜん息患者） 周知方法 対象者に個別通知、区報、区営掲示板への掲載、区内関係施設及び公共施設へのチラシの配布、ポスター掲示。小学校については、1年～6年生までの生徒にチラシの配布。 医療体制 毎回教室前に体温計測、パルスオキシメーターによる測定と医師による検診を行い、当日の参加の可否を決定する。また、教室後にもパルスオキシメーターによる測定を行い、必要に応じて医師の検診も行う。 実施体制 医師1名、看護師1名、水泳指導員5名、業務委託職員及び事務局（教室中は常にプールサイドに医師及び看護師、見守り用として業務職員1名が待機する。） 事業区分 公害健康被害予防事業							
経過	平成11年度より、対象年齢の公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定を受けた者が0名となり、参加者は、東京都大気汚染医療費助成患者となる。 平成16年度から主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。平成17年度に医師・看護師の謝礼を見直した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し増額した。平成21年度より転地療養事業終了に伴い、対象年齢を広げ（旧：小1～小6→新：小1～中3）、前期・後期の開催とした。平成23年度より指導員を6名から5名に減らした。平成24年度より対象年齢を5歳児～中3とした。 実績：平成22年度 32名参加 平成23年度 13名参加 平成24年度 16名参加 平成25年度 20名参加 平成26年度 20名参加 平成27年度 19名参加 平成28年度 18名参加 平成29年度 16名参加 平成30年度 14名参加 令和元年度 荒川総合スポーツセンター改修工事のため休止 令和2、3年度 新型コロナウイルス感染症のため、事業中止							
必要性	水泳は、体力・運動能力を向上するばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 技術力に応じて4から5班に分けて、指導員が水泳指導を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 参加者数(人)	14	0	0	0	40		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続	継続	国の法定事務として継続して実施する。 なお、令和元年度は、荒川総合スポーツセンター改修工事のため、令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症のため事業中止。						

(単位：千円)

備考	令和元年度は荒川総合スポーツセンターの改修工事により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したため、運営経費及び収入が0となっている。
----	--

問題点・課題の改善策

他 区 施 状	(実施 16 区		未実施 6 区		不明 0 区)	
	* 未実施区 北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 1区(練馬)実施」					

状況の実	
議会議況 (要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	療養講座		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	三澤		内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-02		療養講座					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。）及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。							
対象者等	被認定者やその家族、気管支ぜん息等の呼吸器疾患に関心のある方。							
内容	気管支ぜん息、その他呼吸器疾患に関する知識普及と日々の自己管理などについて、講演会形式にて実施する。講師については、毎年具体的なテーマを設定し、そのテーマに基づき選定している。 実施時期は10月もしくは11月の平日の1回2時間とし、実施場所は荒川区保健所北庁舎101会議室としている。 周知方法：区報、区営掲示板、区ホームページ、区内関係施設及び公共施設にてチラシの配布・ポスターの掲示（独立行政法人 環境再生保全機構が作成）							
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は実施していない。 成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後に開催している。 平成28年度「気管支ぜん息治療薬の特徴と正しい使用法」11月1日 34名参加 平成29年度「吸入薬の特徴と正しい使用法」11月6日 28名参加 平成30年度「ぜん息とのつきあい方ABC」10月12日 27名参加 令和元年度「長引くせきに落とし穴「私ってぜんそく？」」10月11日 15名参加 令和2年度「長引くせきの原因。ぜん息とCOPDと、その合併症について考えてみましょう！」 11月27日14名参加							
必要性	被認定者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行うことにより、疾病とその治療法に関する知識を普及し、健康の増進を図ることは行政の役割である。また、当事業は国の補助事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 講演会形式にて行い、必要に応じて実技指導を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	参加率（％）	4.9	2.8	2.7	2.9	7.1	参加者/対象者（公害認定者）
	②	延べ参加者数（人）	27	15	14	15	30	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続		国の法定事務として継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,715	1,318	▲ 397	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	37	17	▲ 20		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	50	37	▲ 13		
		補助費等	26	26	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	50	37	▲ 13		
		賞与・退職給与引当金繰入額	152	190	38		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,880	▲ 1,514	366		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	1,930	1,551	▲ 379	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,880	▲ 1,514	366				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,880	▲ 1,514	366					

備考

物件費は消耗品費、郵送料といった運営経費となっており、補助費等は講師謝礼である。行政収入は公害健康被害予防事業助成金及び公害保健福祉事業納付金の歳入である。

問題点・課題

対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。被認定者以外にも、気管支ぜん息等を患っている患者や家族の方を対象に興味を持っていただける講座を計画する。

薬餌療法や日常生活における自己管理といった重要なポイントについても、講演テーマに盛り込むなどにより知識の普及をする。

また、アンケートの結果を踏まえて、講演会の内容や講演会の時間等を検討する必要がある。

感染症拡大における運営方法の見直しが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	日常生活における自己管理を基本テーマに講座内容を検討していく。また、運営していくために感染症予防対策を徹底する。	感染症予防対策として定員を半数にした。また、参加者には受付で検温等実施し、会場は換気等を行い、予防対策を徹底した。	感染症の終息の見通しが立たないため、令和2年度を参考に感染症予防対策を徹底して、講座を行う。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 17 区		未実施 5 区		不明 0 区)	
	未実施区 千代田区 「旧指定地区18区外		江戸川区 杉並区実施			

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

--	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-21		戦略プラン	○ 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	家庭療養指導		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	堀部		内線	424	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-02-03		家庭療養指導					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○ 有 ● 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた者（以下「被認定者」という。）を訪問し、日常生活の指導、保健指導等を実施するとともに、病状回復の促進を図る。効果的指導が行えるように、関係機関との連絡、協調を緊密にし、関連諸政策の調整を行う。							
対象者等	更新手続時面接、医学的検査時面接、主治医診断報告書、公害診療・公害調剤レセプト等から、必要性の高い被認定者を選定する。							
内容	訪問対象者① 2 級の被認定者・在宅酸素療法実施等、病状・治療・療養状況把握が必要な者 ② 高齢の被認定者で病状・治療・療養状況把握や家族への療養指導が必要な者 ③ 病状が悪化傾向・医療の状況が不明等、訪問指導の必要性が高い者 実施方法 ① 被認定者に電話等で事前連絡・調整を行い家庭訪問を行う。 ② 新型コロナウイルス感染症の流行により家庭訪問が困難な場合は、電話で療養指導・相談を行う。 ③ 被認定者の状況に応じて、施設（特別養護老人ホーム・グループホーム・老人保健施設・医療機関等）にて療養指導を行う。 ④ ケアマネージャー・相談員・別世帯の家族と調整を図り、訪問指導時に同席してもらう。 ⑤ 被認定者を対象に公害保健通信を年 7 回発行し、家庭療養に必要な情報を提供する。							
経過	年間訪問件数	平成16年度 80件 平成19年度 107件 平成22年度 92件 平成25年度 80件 平成28年度 76件 令和元年度 40件	平成17年度 119件 平成20年度 82件 平成23年度 82件 平成26年度 67件 平成29年度 46件 令和2年度 11件	平成18年度 48件 平成21年度 91件 平成24年度 80件 平成27年度 73件 平成30年度 48件				
必要性	被認定者の高齢化により、抱えている問題が複雑化している。生活の場で状況に応じた療養指導が求められている。被認定者の65歳以上の高齢化率は31.38%（R3.1月末現在）であり、荒川区の高齢化率の23.16%（R3.1.1現在）と比べて高くなっている。							
実施方法	（ 1 直 営 ） （ 直 営 の 場 合 ● 常 勤 職 員 ○ 会 計 年 度 任 用 職 員 ） 病状・年齢・面接での問題点・医療の受療状況等により、必要性の高い被認定者を優先して訪問指導を実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	訪問指導件数	48	40	11	30	30	対象は、被認定者の中で、療養指導の必要性が高い者
	②	更新手続時面接件数	113	129	156	115	110	3年に1回の公害認定更新手続きに 来所し面接を実施する件数
③	医学的検査時面接件数	277	260	251	215	200	障害等級見直し検査に来所する者の うち面接を実施する件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	国の法定事務として継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		7	7	7	7	6	13	12
決算額（3年度は見込み）		5	6	0	6	6	13	12
実績 の 推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	延べ訪問件数	73	76	46	48	40	11	30
	被認定患者数	600	583	566	546	534	513	519
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	13	需用費	消耗品費	12

(単位：千円)									
勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	3,591	3,586	▲ 5	地方税等	0	0	0	0
	物件費	6	13	7	国庫支出金	0	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	120	43	▲ 77	77
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	120	43	▲ 77	77
	賞与・退職給与引当金繰入額	318	516	198	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,795	▲ 4,072	▲ 277	277
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,915	4,115	200	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,795	▲ 4,072	▲ 277	277
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,795	▲ 4,072	▲ 277	277

備考

物件費は事務用品等の購入費用である。行政収入は公害保健福祉事業費納付金の歳入である。

問題点・課題

被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用のため施設との連絡調整や医療機関との連絡調整等が多くなっている。また被認定者の抱えている問題の内容が複雑化しているため、個々の状況にあわせた療養指導のニーズが高まっている。入院やデイサービス・ショートステイ・施設入所などを利用している被認定者が多くなり、家庭訪問指導だけではなく施設や医療機関での療養指導の機会が増えている。被認定者の状況に応じた対応が必要である。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じつつ、効果的な療養指導を行う事が求められている。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、関係部署や機関と連携を図り、被認定者の支援を行う。個々の状況や社会情勢に応じ、柔軟に対応する。	関係部署や機関と連携を図り、個々の状況にあわせて対応した。新型コロナウイルス感染症対策を行い、感染予防について指導した。	新型コロナウイルス感染症対策を講じ、効果的な指導が出来るよう工夫する。個々にあわせた、きめ細かな対応を継続する。
②			
③			

他 施 状 況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)			
	練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞）に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。			

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	五十嵐		内線	424	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 62	（ 1987 ）	年度	根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	する条例（東京都）			
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。							
対象者等	都内に引き続き1年（3歳未満は6ヶ月）以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者が新規申請可能。更新対象者は平成27年3月末までに認定を受けた、生年月日が平成9年4月1日以前の者。							
内容	条例に基づき、対象疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症）患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回（年12回）開催する。 審査会委員構成 5名（医学5名〔内1名保健所長〕） 《更新期間》 2年 （令和3年3月末時点）都認定患者数（18歳以上）：52,263名 荒川区認定患者数（令和3年3月末時点）：901名（18歳未満21名、18歳以上880名） 18歳以上認定者の内：60～74歳：235名（27%）、75歳以上：164名（19%） * 申請・届出等に係る事務は特別区事務処理特例交付金の対象 * 制度改正に伴い平成26年度、29年度は都交付金あり							
経過	（昭和47年10月 医療費助成制度施行〈東京都〉） 昭和63年3月公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったことに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。 * 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。但し、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日まで更新可。 * 平成27年3月末の条例改正により、18歳以上の者の新規認定が終了となったが、既認定者の生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新可能。 * 平成30年4月からの制度改正により、18歳以上の認定者に対し、認定疾病に係る医療費の一部に自己負担額（月額6,000円）が生じる。18歳未満の認定者は対象外。							
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	審査件数	37.0	42.0	31.0	46.0	30.0	審査件数（年間総件数÷12） 目標値は、実績に基づく推計値
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度	4年度							
継続		継続	都条例に基づく事務として継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

物件費として消耗品費・郵送料がかかっている。

平成19年度より、子ども医療費助成制度（小学生から中学生すべて）の新設により、15歳以下の新規申請及び更新申請者数が減少した。また、平成27年度より18歳以上の新規申請を終了したため、認定患者数がほぼ頭打ちとなり、減少傾向となった。

さらに、平成30年4月1日に制度改正され、18歳以上の者の認定された疾病に対する窓口支払額のうち、月額6千円までが自己負担となったため、認定患者数が減少傾向となった。（18歳未満の者については自己負担無く、従来通りである。）

問題点・課題の改善策

①

他区の実
施状況

議 会 質 問 (要 旨)	平成21年1定	現在の申請者数及び当初の総定数について
	平成21年1定	申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について
	平成21年1定	医療機関における申請書の配付について
	平成21年1定	診断書にかかる費用について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-23		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事																																								
事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森																																									
			担当者名	三澤		内線	424																																									
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-04	インフルエンザ予防接種費用助成事業費																																													
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業																																											
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律																																											
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等																																												
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画																																										
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																																													
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現																																													
	施策	03	地域医療の充実																																													
目的	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザ予防接種の促進を図ることで、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。）の健康の保持に寄与する。																																															
対象者等	荒川区被認定者（区外在住者も対象） 平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全被認定者を対象とした（平成24年度までは65歳以上の被認定者が対象）。																																															
内容	対象者：①荒川区の被認定者であること。 ②生活保護法等に基づく他の制度による当該予防接種費用の自己負担に係る全額助成を受けていない者。 助成金額：定期予防接種に係る自己負担額を助成。（上限なし） 助成回数：1回 実施期間：10月1日～1月31日 申請期間：10月1日～2月第2金曜日																																															
経過	平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全年齢の被認定者対象とした。（平成22年度から平成24年度までは65歳以上の患者のみ対象） 申請者数： <table><tr><td>平成29年度</td><td>65歳以上</td><td>89件（50.3%）</td><td>対象者</td><td>177名</td></tr><tr><td></td><td>64歳以下</td><td>119件（30.1%）</td><td>対象者</td><td>396名</td></tr><tr><td>平成30年度</td><td>65歳以上</td><td>82件（48.2%）</td><td>対象者</td><td>170名</td></tr><tr><td></td><td>64歳以下</td><td>109件（29.1%）</td><td>対象者</td><td>375名</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>65歳以上</td><td>83件（50.0%）</td><td>対象者</td><td>166名</td></tr><tr><td></td><td>64歳以下</td><td>121件（32.8%）</td><td>対象者</td><td>369名</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>65歳以上</td><td>87件（54.7%）</td><td>対象者</td><td>159名</td></tr><tr><td></td><td>64歳以下</td><td>138件（39.0%）</td><td>対象者</td><td>354名</td></tr></table>								平成29年度	65歳以上	89件（50.3%）	対象者	177名		64歳以下	119件（30.1%）	対象者	396名	平成30年度	65歳以上	82件（48.2%）	対象者	170名		64歳以下	109件（29.1%）	対象者	375名	令和元年度	65歳以上	83件（50.0%）	対象者	166名		64歳以下	121件（32.8%）	対象者	369名	令和2年度	65歳以上	87件（54.7%）	対象者	159名		64歳以下	138件（39.0%）	対象者	354名
平成29年度	65歳以上	89件（50.3%）	対象者	177名																																												
	64歳以下	119件（30.1%）	対象者	396名																																												
平成30年度	65歳以上	82件（48.2%）	対象者	170名																																												
	64歳以下	109件（29.1%）	対象者	375名																																												
令和元年度	65歳以上	83件（50.0%）	対象者	166名																																												
	64歳以下	121件（32.8%）	対象者	369名																																												
令和2年度	65歳以上	87件（54.7%）	対象者	159名																																												
	64歳以下	138件（39.0%）	対象者	354名																																												
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、被認定者にとって重要である。																																															
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）																																															
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																																								
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)																																									
	① 助成件数	191	204	225	214	231																																										
	② 接種率（65歳以上）（%）	48.2	50.0	54.7	51.9	64.0	助成申請者/対象者																																									
	③ 接種率（64歳以下）（%）	29.1	32.8	39.0	37.0	50.0	助成対象者/対象者																																									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																																													
3年度	4年度																																															
継続	継続		国の法定事務として継続して実施する。																																													

(単位：千円)

備考	物件費の内訳は消耗品費5千円、郵送料58千円となっている。扶助費は予防接種の助成金である。行政収入は公害保健福祉事業費納付金の歳入である。
----	--

問題点・課題	令和2年度は、都の「季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業」により一般高齢者は医療機関での無料予防接種が可能となった。しかし、被認定者については補助対象外となったため、本事業により助成を実施した。そのため、医療機関窓口での取り扱いについて混乱が生じる状況になった。 今後も一般高齢者と補助方法が異なる可能性があるため、被認定者が混乱しないよう分かり易い通知や申請書類を検討する必要がある。
--------	---

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	インフルエンザ予防接種費用助成金の申請書を発送するときに封筒に「インフルエンザ申請用紙」在中と記載し、周知を図る。	都補助事業の実施により、申請時の添付書類に一部変更があったため、申請者が混乱しないよう通知内容を工夫した。	被認定者が申請方法や添付書類について理解しやすいように通知や申請書類を見直す。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 18 区		未実施 4 区		不明 0 区)	
	旧指定地域(練馬・杉並・世田谷・中野を除く)で実施済。					

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		09-01-24		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		災害時医療体制整備事業		部課名		健康部生活衛生課		課長名		大森			
				担当者名		渡部・伊澤・柿澤		内線		422			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-08-01		災害時医療体制整備事業費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 30（2018）年度		根拠		荒川区地域防災計画							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等							
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		11		防災・防犯のまちづくり							
		施策		01		災害時における体制の強化							
目的		震災等発災時に、限られた人材、医療資源で迅速かつ的確に負傷者へ対応が可能となる災害医療体制を構築するため、これまでの医療救護活動用の備蓄に加え資器材の充実を図る。また、毎年実施している医療連携訓練をより実践的なものにしていく。											
対象者等		災害による負傷者											
内容		1 地域防災計画に基づき、災害時に迅速かつ的確に負傷者へ対応が可能となる災害医療体制の構築について検討を重ね、具体的な行動計画の策定及び見直しを行う。 2 平成25年度から、上記の災害医療体制に関する実効性を確認するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等医療救護班や防災関係団体と連携した医療救護訓練を実施している。 3 平成30年度以降、区民の生命を守る搬送機材や通信手段の確保など、新たな備蓄用資器材等の充実に取り組み、さらなる医療体制の強化を図っている。											
経過		毎年1回以上、区内6ヶ所の緊急医療救護所計画施設で訓練を実施している。 平成25年11月23日（土）首都大学東京 平成26年10月25日（土）第四峡田小学校 平成26年11月 9日（日）尾久西小学校 平成27年11月 8日（日）首都大学東京 平成28年11月13日（日）汐入小学校 平成29年12月 3日（日）峡田小学校 平成30年10月27日（土）第四峡田小学校 令和元年11月17日（日）第三日暮里小学校 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 平成30年度～令和2年度 新たな医療救護所用備蓄品等の購入（3か年計画） 令和元年度から、保健所職員向け災害医療の説明会、通信訓練を実施											
必要性		発災直後から72時間、各医療救護所において負傷者に対してトリアージを行い、適切な治療を行う必要があり、震災で一人の犠牲者も出さないよう迅速な対応が求められる。そのため、実践的な医療救護訓練の継続的な実施や医療用資器材の整備を行う必要がある。											
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	緊急医療救護所用マニュアル (アクションカード)	60	65	70	75	100	作成率（％）					
	②	備蓄品及び医療資器材整備率	30	60	100	100	100	各医療救護所への配備状況（％）					
③	緊急医療救護所開設訓練同時実施箇所数	1	1	1	1	6	全てを同時開催し、負傷者の搬送調整を行う。						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
3年度		4年度											
重点的に推進		重点的に推進		発災時に区民の生命を守る医療体制を整備する重要な事業であるため、重点的に推進する。									

No2										
(単位：千円)										
予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額					—	7,845	10,637	11,505	1,709	
決算額（3年度は見込み）					—	6,293	7,441	9,539	1,709	
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	医療救護訓練回数		1	1	1	1	1	0	1	
	参加団体数		14	11	12	12	12	0	12	
	参加人数		277	219	279	254	174	0	100	
予算・決算の内訳										
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
需用費	医療資器材	3,082	報酬	災害医療コーディネーター報酬	407	報酬	災害医療コーディネーター報酬	408		
役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	68	報償費	災害医療サブコーディネーター謝礼	0	報償費	災害医療サブコーディネーター謝礼	92		
委託料	医療救護連携訓練会場設営	300	需用費	医療資器材	5,933	旅費	災害医療コーディネーター旅費	6		
備品購入費	リヤカー、投光器外	3,991	役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	0	需用費	訓練用資材他	286		
			委託料	訓練会場設営、備蓄用医薬品管理	517	役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	70		
			備品購入費	リヤカー、発電機外	1,784	委託料	訓練会場設営、備蓄用医薬品管理	847		
			負担金補助及び交付金	災害時備蓄用医薬品費負担金	898					
(単位：千円)										
行政 コスト 計算 書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政 費用 用	給与関係費	9,427	4,890	▲ 4,537	行政 収入	地方税等	0	0	0
		物件費	7,441	8,234	793		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	777	777	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	898	898		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	777	777	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	834	645	▲ 189		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 16,925	▲ 13,890	3,035
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	17,702	14,667	▲ 3,035		通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 16,925	▲ 13,890	3,035
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 16,925	▲ 13,890	3,035		
	備考	令和2年度の物件費としては、一般需用費が5,933千円、備品購入費が1,784千円、委託料が517千円かかっており、医療資器材の計画的整備が令和2年度で終了したため、令和3年度以降は物件費の減が見込まれる。行政収入として都の包括補助金の歳入がある。								
問題点・課題	①夜間の発災を想定した各医療救護所の人員配置等の調整を行う。また、限られた職員数で迅速に対応できるように医療救護所ごとにマニュアルを整備する。 ②緊急医療救護所を開設する学校等に備蓄資器材の保管場所を確保する。また、必要に応じて、搬送体制を整備する。 ③災害に備えて災害医療に対する区民への周知を強化する。									
問題点・課題の改善策										
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容			令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	引き続き、計画に基づき医療用資器材及び通信体制の充実を図る。			搬送体制及び通信体制の強化を中心とした医療資器材の充実を図った。また、感染症対策としての医療資器材の充実を図った。			引き続き、医療用資器材及び通信体制の充実を図る。			
②	引き続き、各救護所ごとに災害時マニュアルの内容について、検討を行う。			救護所共通部分の災害時マニュアルの素案を確認した。			引き続き、各救護所ごとに災害時マニュアルの内容について、検討を行う。			
③	引き続き、災害時の医療体制について区民や保健所職員への周知方法について検討していく。			保健所職員に災害医療説明会及び通信訓練を実施した。また、発災時健康部職員が従事する場所の配置割り振りを作成し、周知した。			引き続き、災害時の医療体制について区民や保健所職員への周知方法について検討していく。			
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)	
議会(要旨)質問状況	平成29年度予算特別委員会 平成30年度予算特別委員会			災害医療体制の構築について 災害医療体制の構築及び訓練に要する経費について						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	09-01-25		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	大森	
			担当者名	筒井		内線	421	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	02-02-01	新型コロナウイルス感染症対策事業費（生活衛生課）						
	02-02-02	新型コロナウイルス感染症対策事業費（保健予防課）						
	02-02-04	新型コロナウイルスワクチン接種事業費（健康推進課）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度）		☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、予防接種法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	国内のみならず世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症から区民の生命と健康を守るため、医療機関等と連携し、感染の防止やワクチン接種、感染者への適切な対応を進める。 また、区民の不安を軽減するため、相談窓口等による問合せ対応や必要な情報提供を行うとともに、地域医療体制の維持を図るため、関係医療機関・医療従事者への補助等を実施する。							
対象者等	全区民 新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる区民 医療機関・医療従事者 等							
内容	※既に終了した事業を含む 【相談・広報】相談窓口設置・充実 区報・HP等による情報提供・注意喚起 【検査体制の充実】区PCRセンター設置 PCR検査民間委託 【陽性者対応】自宅療養者経過観察・食料支援・パルスオキシメーター貸出 夜間・休日における救急相談・往診体制の確保 感染症診査協議会開催 陽性患者搬送 医療費公費負担 病床確保協力金 【医療機関・医療従事者支援】 医療環境整備事業補助 医療従事者医療特別給付金 医療従事者宿泊費・交通費補助 発熱外来診療検査支援補助金 【その他】 ワクチン接種の推進 区内各施設や妊婦へのマスク等衛生資材の配付							
経過	令和2年1月 ・日本国内で初めて感染確認 ・感染症法における指定感染症に指定 ・荒川区新型コロナウイルス感染症対策本部設置 令和2年4月 ・緊急事態宣言発出〔1回目〕（同年5月に解除） ・区PCRセンター設置 令和2年5月 ・新型コロナウイルス感染症対策事業費を補正予算計上 令和3年1月 ・緊急事態宣言発出〔2回目〕（同年3月に解除） 令和3年4月 ・緊急事態宣言発出〔3回目〕（同年6月に解除） 令和3年5月 ・ワクチン接種（集団接種）開始 令和3年6月 ・ワクチン接種（個別接種）開始 令和3年7月 ・緊急事態宣言発出〔4回目〕 令和3年8月 ・ワクチン接種（訪問接種）開始							
必要性	区民の生命と健康を守るために、万全の体制で各種対策を実施していく必要がある。							
実施方法	（ 二部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	新規感染者数（人）	-	2	1,915	2,023	0	各年度の3月末日時点の数値 （3年度は8月9日時点）
	②	ワクチン接種人数（人） 〔1回目接種完了〕	-	-	-	86,051	-	3年度は8月10日時点の実績値 ※VRS速報値
③	ワクチン接種人数（人） 〔2回目接種完了〕	-	-	-	52,773	-	3年度は8月10日時点の実績値 ※VRS速報値	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進		区民の生命と健康を守るとともに、国や都の動向も踏まえ、連携しながら感染の収束を目指し、事業を重点的に推進していく。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額							1,582,371	1,346,519
決算額（3年度は見込み）							1,211,238	1,346,519
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	感染症審査協議会開催回数	—	—	—	—	—	78	75
	区民のための病床確保数（1日当たり）	—	—	—	—	—	12	20
	PCR検査数（参考値）	—	—	—	—	—	7,192	—
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			報酬	感染症審査協議会委員報酬	7,901	報酬	感染症審査協議会委員報酬	16,906
			需用費	衛生資材等購入	25,214	需用費	ワクチン接種に係る消耗品等	13,457
			役務費	コールセンター人材派遣	27,495	役務費	郵便料、人材派遣	64,493
			委託料	PCR検査、ワクチン接種体制	65,099	委託料	ワクチン接種関係委託	1,004,545
			備品購入	陰圧 Tent・フィルター等	2,342	使用料等	ワクチン接種会場使用料	8,070
			負担金補助等	各種補助金等	1,022,723	負担金補助等	病床確保協力金等	192,480
			扶助費	医療費公費負担	58,683	扶助費	医療費公費負担	43,030

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費		63,464		行政収入	地方税等		0	
		物件費		121,421			国庫支出金		80,040	
		維持補修費		509			都支出金		957,734	
		扶助費		58,683			分担金及び負担金		0	
		補助費等	1,022,723		使用料及び手数料			0		
		減価償却費		0			その他		1,990	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0			行政収入合計(a)	0	1,039,764	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		7,990			行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	▲ 235,026	0
		その他行政費用		0			金融収支差額(d)		0	
	行政費用合計(b)	0	1,274,790	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲ 235,026	0		
	特別費用(g)		0		特別収入(f)		0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲ 235,026	0			

備考	行政費用のうち、医療機関等に対する補助事業に係る補助費等が最も大きくなっており、1,022,723千円（行政費用の80.7%）となっている。
	行政収入は国や都からの負担金・補助金であり、1,039,764千円で行政費用の82.1%を占める。

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	感染の状況を見極めつつ、必要となる事業を万全の体制で実施していく。	保健所の人員体制を強化するほか、必要経費について補正予算に計上し、各種事業を実施した。	感染の収束に向けて、事業を継続して実施していく。
②			希望する区民が適切にワクチンを接種できるよう、万全の体制を整備し、ワクチン接種事業を実施していく。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実施状況

況 議	令和2年2月会議以降、各定例会、健康・危機管理対策調査特別委員会等にて継続して状況報告及び審議を実施
-----	--